

森林を伐採する場合に必要な手続き(フロー図)

伐採を行う場合

開発行為
開発行為？
森林施業
森林施業？

保安林
保安林？
普通林？
普通林

基準外
作業許可の
基準内？
基準内

1haを超えて
いる？
超える
超えない

保安林機能の代替
施設又は森林施業に
必要な設備
はい
いいえ

公共・公益
事業か？
はい
いいえ

県
林地開発
連絡調整

保安林
保安林？
普通林？
普通林

皆伐または
択伐(天然林)
施業方法は？
間伐
択伐(人工林)

無し
森林経営
計画の有無
有り

許可・届出の手続き	種類	期日	対応窓口	注意点	
	<p>保安林内 作業許可申請書 (34条第2項)</p> <p>保安林内立木 伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</p> <p>林地開発許可 申請書 (10条の2)</p>	<p>県</p> <p>県</p> <p>県</p>	<p>あらかじめ</p>	<p>県(農林事務所)</p>	<p>市町村</p> <p>■森林経営計画(森林施業計画)が立っている場合 市町村へあらかじめ計画変更(認定森林から除外)する必要がある。(12条)</p>
	<p>林地開発連絡調整</p> <p>伐採及び伐採後の 造林の届出書 (10条の8)</p>	<p>市町村</p>	<p>90~30日前</p>	<p>市町村 林務担当課</p>	<p>市町村</p> <p>■造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)</p>
<p>保安林内立木 伐採許可申請書 (34条第1項第2項)</p> <p>保安林内 択伐届出書 (34条の2)</p> <p>保安林内 間伐届出書 (34条の3)</p>	<p>県</p> <p>県</p> <p>市町村</p>	<p>あらかじめ</p> <p>90~20日前</p> <p>90~20日前</p>	<p>県(農林事務所)</p> <p>県(農林事務所)</p> <p>市町村(林務担当課)</p>	<p>市町村</p> <p>■森林経営計画が立っている場合 森林経営計画に係る伐採等の届出書を提出する必要がある。(15条)</p>	
<p>伐採及び伐採後の 造林の届出書 (10条の8)</p> <p>森林経営計画に係る 伐採等の届出書 (15条)</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>	<p>90~30日前</p> <p>伐採後30日以内</p>	<p>市町村(林務担当課)</p>	<p>市町村</p> <p>■造林完了後(森林以外に転用する場合は伐採完了後)30日以内に市町村へ「森林の状況報告」が必要。(10条の8第2項)</p>	

※連絡調整の場合は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。